

第8回大田市農業委員会総会議事録

1、日時 平成30年8月23日（月） 13：30 開会
13：55 閉会

2、場所 大田市役所 2階 第2会議室

3、出席委員（17名）

1番	杉本勝徳	2番	古志泰博	3番	森脇公二郎
4番	竹下正也	5番	奥 雅守	6番	武田廣司
7番	福田佳代子	8番	戸嶋総一	9番	坂根 正
10番	田原洋司	12番	戸島長四郎	13番	落合政顕
14番	大谷成志	15番	漆谷幸男	16番	三谷 薫
17番	山下 傳				

4、欠席委員（1名） 11番 岩谷洋司

5、提出議題

議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6、その他

- （1）平成31年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出について（報告）
- （2）今後の農業委員会の視察の在り方について
- （3）非農地判断通知について

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。
農業委員会事務局 事務局長 渡邊義雄
事務局次長 長谷卓治
係 長 白石利伸

議 事

局 長 定刻となりましたので、第8回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第8回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日の欠席委員は0名ということですが、岩谷洋司委員から、遅刻するとの報告をいただいております。

定足数に達しておりますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、16番三谷委員、1番杉本委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。7月総会から本日までの経過報告です。

7月23日(月)、第7回総会を市役所で開催しました。

8月9日(木)、運営委員会を市役所で開催しました。

8月10日(金)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されています。

8月20日(月)、島根県農業委員会職員協議会通常総会及び研修会が松江市で開催され、私が出席いたしました。

本日第8回総会を開催しております。

今後の予定です。

8月30日(木)、全国農業会議所、島根県農業会議所による全国農業新聞・全国農業図書普及拡大現地巡回が実施され、田原会長、山下職務代理が出席されます。

9月10日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されます。

9月中旬に、運営委員会を市役所で開催予定としております。

9月25日(火)、第9回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議 長 それではこれより、議事に入ります。
農地法関連の議題については、会議規則第6条第2項の規定により、議長を山下職務代理に指名します。

議 長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせてい
(代理) ただきます。資料の2ページです。議案第1号非農地証明願
について事務局の説明をお願いいたします。

次 長 議案第1号非農地証明願いにつきましては、2件でございます。

番号1番久利町でございます。

次の番号2番の申請地とは筆界が確定されておりませんが、隣接しており、共に非農地化しているため、この度併せて非農地証明願いが提出されております。

申請地、松代67番2、67番5、合計312㎡は、松代福祉会館の西南西約100m、主要地方道「大田桜江線」から市道「松代高山線」を西進し、「念願寺橋」西詰めの南西に位置しております。

当該申請地は、銀山川に隣接した田でありましたが、昭和40年代の災害に伴う河川改修により現在の区画形状になったものです。改修後農地としての利用もなく、隣接地と共に竹林となり、境界もわからない状況になっております。申請者は、今後この荒廃した農地を復旧し、利用する見込みはありません。

現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当します。

番号2番久利町でございます。

申請地松代67番3、380㎡につきましては、番号1番と隣接しており、位置・経過・現況は同じ状況でございます。

申請者は、今後この荒廃した農地を復旧し、利用する見込みはありません。

現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当します。以上でございます。

議 長 お聞きのように、整理番号1番と2番は隣接地であり、
(代理) 同様の状況であるので、担当委員さんの方で、整理番号1番と2番を合わせて説明して下さい。

1 番 先般、現地へ出かけ確認しました。事務局の説明のとおり、

どこが境なのか、竹林の中へ足を入れることもできないような状況でありまして、何十年來の竹林になっていることを確認しております。近隣の農地が少なく、影響を与えるものではないと考えますので、異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしという
(代理) ことですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって非農地証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番山口町でございます。

申請地、山口342番3外12筆、合計9,091㎡は、「北三瓶まちづくりセンター」の北西約50～200mの山中に位置し、また「北三瓶まちづくりセンター」から市道「山口市街線」を約250m東へ進み里道を南へ約50m入った申請者が「空き家バンク」により購入予定の家屋周辺に点在しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度、譲渡人の家屋等を取得し、当該地域に居住する譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、取得予定の住宅に程近い当該農地を譲り受け、農業経営を行うものであります。

なお、本件は取得面積が9,091㎡であり、山口町の下限面積40aを満たしております。但し新規就農でありますので、申請書に営農計画書が添付されております。また、営農するに当たり、地元の農業者や農業委員などの技術指導や協力が得られるということでもあります。

番号2番鳥井町でございます。

申請地鳥井794番2、123㎡は、市立「鳥井保育園」の南約150m、県道「和江港大田市停車場線」の東側に隣接しております。

譲渡人は、労力不足により維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し、農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものがあります。

譲受人は、経営農地に程近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を
(代理) 踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

2 番 譲渡人、譲受人それぞれ相談を受けて話をしました。空き家バンクの紹介で〇〇さんが、ここを買われるということで、色々話をしまして、みんなで協力してこちらへ住んでいただくということで、異議はございません。それと調和要件もこの田んぼ、実は私が作っていた田んぼでして、水利関係も、〇〇さんと話をしてやっぴいこうとしているので異議はございません。

議 長 次をお願いします。
(代理)

1 6 番 〇〇さんに話を聞きました。〇〇さんは農地を借りて耕作しておりまして、当該農地はその借りているところに近いところですが、譲渡人の〇〇さんは町外の離れたところにお住まいで、維持管理も困っておられて譲渡されることになったようです。〇〇さんも農地を拡大したいということで、周辺の営農活動に与える影響もなく、地域の調和要件も問題ありませんので、異議はありません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって許可書を交付することといたします。

次に議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

番号1番大田町でございます。

申請地、大田口989番6、48㎡は、「サンレディー大田」の南南西約320m、国道「375号線」から市道「鳴滝線」を約130m南へ進んだ市道の東側、申請者自宅の南側に隣接しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「第一種住居地域」であることから第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

申請者はこの度、自家用及び来客用の駐車場を設けるものであります。以上でございます。

議長 はい。担当委員の現地調査の結果報告です。17番、この(代理)場所は、事務局の説明のあったように、しろがねの里の裏側にありまして、推進委員の山本委員とも相談をしました。3種農地であるということから、やむを得ないだろうということでごさいますして異議はございません。それでは、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること(代理)とし、おって許可書を交付することといたします。

次に議案第4号農地転用事業計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第4号農地転用事業計画変更申請につきましては、1件でございます。

番号1番長久町でございます。

申請地長久イ275番1、500㎡は、「みしまや大田長久店」の市道「中島6号線」を挟んだ南側に位置しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「工業地域」であることから第3種農地に該当します。

本申請地は、当初計画者が、平成25年6月13日付けで、個人住宅を転用目的とした農地法第5条の許可を受けております。

転用許可後、申請地を取得し、土地造成を行いました。が、生活環境が変化することについて家族の理解が得られず、当初計画を遂行できなかったものであります。

承継者は、当該地域で清掃業を営んでおり、事業所周辺に

事業用の車両及び従業員用の駐車場を設けておりますが、倉庫の建築により駐車場の不足が生じたので、既存の従業員用駐車場に隣接する当該申請地を譲り受け、駐車場の拡張を行うものであります。

なお、当初計画者から承継者への所有権移転についての許可が必要となりますので、本申請と併せて、承継者による5条申請が提出されております。後程、議案第5号の番号2番で、ご審議をいただくこととなります。以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告
(代理) をお願いします。

9 番 地図が出ておりますけど、中村医院さんの東側の場所です。現在もう駐車場として使っておられます。北にみしまや、この一角は市街化になっておりまして、農地は全然ございませんので、そういったところでのこういう状況で駐車場として使っていきたいということですので、私としては異議はございません。

議 長 当初計画者と、承継者は何か関係がありますか。
(代理)

9 番 親子です。

議 長 計画については、担当委員さんからは3種農地で、もともと
(代理) と工業地域であったということで、計画については異議がないということで、他の委員さんから何かありますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、とりあえず、当委員会としては
(代理) 計画の変更の承認することといたしまして、関連の5条と併せて最終承認をしたいと思います。

続きまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
きましては、2件でございます。

番号1番鳥井町でございます。

本案件は、先月申請内容の訂正があることから、申請者から「取下願」が提出されたもので、譲受人が個人から法人での申請になっております。

申請地鳥井454番4、255㎡は、大田市立鳥井小学校の南約120m～150m、今月開通した県道「静間久手停車場線」

のバイパスの北側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

譲受人は、当該地域で塗装業を営んでおります。現在、事務所から離れた土地を借用し倉庫を設けておりますが、手狭となったため、この度事務所の隣であり、県道のバイパスが開通することにより通行の便が良くなる申請地を取得し、倉庫を新築するものであります。

番号2番長久町でございます。

本案件は、議案第4号の事業計画変更申請と併せて申請されたものであります。

申請地の状況、転用目的につきましては、先程説明したとおりでございます。

農地区分は、都市計画用途地域の「工業地域」であることから第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 (代理) はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告をお願いします。

16番 本件は今年2月に除外申請がございまして、その時に異議なしと報告した案件の所有権移転でございます。譲渡人の〇〇さんから〇〇〇〇さんですね、先程事務局から説明がありましたとおり法人としての取得になる予定でして、〇〇〇〇さんが購入されて、当初の計画通り倉庫を建てられるというものです。異議はございません。

議長 (代理) はい。整理番号2番については、先程坂根委員さん、報告がありましたが、大変済みませんが、もう一度報告をお願いします。

9番 先ほども言いましたように、大変市街化が進んでいるところで、所有権移転されて駐車場にされても異議はございません。

議長 (代理) 〇〇〇〇さんの会社からは近いところなんですかね。

9番 近いです。みしまやを挟んで向こう隣りです。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ
(代理) ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって許可書を交付することといたします。

併せて、4号議案の農地転用事業計画の変更申請について
も、併せて承認書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案の審議を終了いたします。

議 長 以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(会長)

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年8月23日

会 長 _____
(議事録署名委員)

16 番 _____

1 番 _____